

総務常任委員会

委員長 小川尚一

南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について

質疑 医療費控除の特例の創設で地方税において、医療用から転用された医薬品（スイッチOTTC医薬品）とあるが、どういうものなのか。また、対象者は。

答弁 スイッチOTTC薬品は、スイッチは医薬品から市販薬に切りかえられたという意味で、OTTCはオーバー・ザ・カウンターで、薬剤師とお客さんがカウンター越しにやりとりをする市販薬という意味。対象となる医薬品は、千を超える。対象者は定期健診や人間ドックを受けている条件のもとに控除をするので、薬局に行っただけでは対象とはならない。

審査の結果、原案通り可決。平成28年度南相馬市一般会計補正予算

質疑 歳入の個人市民税の1億7千800万円補正は、

個人所得が上向きになってきている印象を持つが、財政としてどう捉えているか。

答弁 主に給与所得者が増えたという状況だが、その要因は原発事故から5年以上が経過して、就労不能の賠償も打ち切られたことで、賠償金から脱却するために職につき始めた方が多くなってきた影響もある。

質疑 小高区復興拠点施設整備事業について。建設費の坪単価が、他の施設に比較して高い要因は。

答弁 最高水準の部材を想定していることから、坪単価が高くなっている。全体の事業費の圧縮のため、今後精査して実施設計の中で部材を平準化する。

質疑 今回、風呂がなくなくなったことで、コミュニティの形成という部分でその機能が低下していないか。

答弁 風呂については、用地の確保が困難であった

ことで断念せざるを得なかった。多世代間の交流や、チャレンジショップなどで外部との交流を図り、多くの人たちが集まり、小高の再生を始める足がかりとなる拠点という意味では、基本計画を踏まえた内容である。

質疑 基本計画の240㎡の生鮮食品施設が無くなったが、土地が減ったためか。

答弁 面積が縮小したことも一つの要因だが、復興拠点周辺事業者の帰還を促し、地域活性化するという視点もあり、総合的に勘案して生鮮食品は除いた。

質疑 復興拠点施設は、地域協議会や小高の行政長連合会において、拠点施設が必要だということから、主に小高の住民の方たち24人で構成された、小高区市街地整備検討委員会が設置され、小高区の市街地整備基本計画の協議が平成26年の7月から開催された経緯がある。土地確保などの変更があったことでこの方々の思いも含め、計画当初の目的が達成できるのか。

答弁 この計画書策定に当たっては、避難指示の中遠くからいろいろな方に協力いただき、基本コンセプトをまとめた。それはコミュニティの再生を図り、他の地域との交流を広げるといふもので、そこに人が集まる施設をつくり、今後小高区の復興を目指すという基本方針が示された。用地の関係で集約しているが、機能を集約することでこれからスタートするのでこの思いを、基本設計に組み入れたものになっていると認識する。

質疑終了後、修正案動議が出された。提案理由の説、明及び質疑の後、討論では、

修正案反対

修正案の趣旨に大変な矛盾がある。片方で拠点整備として必要だと言っておきながら、その整備のための実施設計は認めない。実施設計なしに、どうして拠点整備ができるのか疑問である。更に土地購入は認め、今提案されている機能は賛成できないということは、非常に矛盾がある

るし現実的ではないことから、原案に賛成し、修正案に反対の意見。

修正案賛成

検討委員会の意見は、重く受けとめなければならぬが、その後用地取得が困難となり面積がほぼ半減した。そのため施設内容も大きく変更され、当初の基本計画とは大きく異なるものになった。更に、基本設計の内容で、コスト増や利用者の問題などで不明な点が多いことから、復興の拠点となり得る計画とは思えないので、修正案に賛成、原案に反対との意見。採決の結果、修正案可決。



小高区拠点施設の現地調査

文教福祉常任委員会

委員長 奥村健郎

平成28年度南相馬市一般会計補正予算について

質疑 老人福祉センター建設事業について。個別の機能を拡大することもさることながら、より多くの方

に使っていただけるような複合施設の検討はしてきたのか。

答弁 高齢者が中心ではあるが、現在でも老人福祉センターは18歳以上の方が使用できるようになっている。また、事業認定の関係上、面積の1割程度を他の事業で使用することが可能となる。一方、この事業のきっかけは、原町区長連絡協議会、原町老人クラブ連合会からの要望であり、まずは老人福祉センターに特化した施設としてつくり、複合施設というよりも、運用面で建物の機能を補っていく考えである。考えについては、今後の庁内検討や基本設計の中で課題とさせ

てほしい。また本事業について、関係機関との協議結果など、逐次議会に情報提供し意見をもらいながら進める。

質疑 民間小規模保育事業施設整備事業補助金について。今回、民間が整備することにより、10人の乳幼児を受け入れるとのことだが、これに係る必要な保育士の数はどうなるのか。また、市の保育園等の充足率を考慮した場合、このような形で小規模の民間による施設が増えていくことをどのように考えているのか。

答弁 保育士の配置数は、国に準じて市が基準を定めており、当該施設の規模では最低でも3人の保育士が必要となっている。現在、待機児童が65人おり、県内ワースト2である。待機児童を減らすために、来年度はあと1〜2件増やしたいと考えている。

質疑 公立保育園園庭芝生化整備事業について。今回は原町さくら保育園の芝生化が計画されている。芝生の耐用年数が12年〜15年とのことであり、公立保育園は全て芝生化したいとのことだが、今後の財源見通しについてどのように考えているのか。

答弁 現在のところ交付金等の財源が措置されているが、財源の確保については、基金創設の必要性を財政サイドに訴えかけ、財源を確保できるよう取り組んでいきたい。

質疑 清掃総務一般経費について。今般、ごみ集積所整備事業報奨金の負担割合を見直し、二分の一から十分の九に、さらに上限額を6万円から15万円に引き上げるとのことであり、集積所が設置しやすくなるものと考えられる。その中で、以前につくったが、もっと大きなものが欲しいなどといった行政区もあると思うが、基準についてはどうなのか。また、新設と改修での負担割合や上限額に違

いはあるのか。

答弁 要綱の中では、一度報奨金を受けると5年間申請ができないとなっている。また、新設と改修とも負担割合及び上限額は同じとなっている。

採択の結果、原案通り可決。
南相馬市特定用途建築物の建築に係る手続き条例制定について

質疑 寄宿舎等の建築に先立つ手続きとして、建築主に基本計画書の提出や建築予定敷地内に建築計画概要を記した標識の設置、市民等への説明会開催に関する事項を定める条例となっている。しかし所定の手続きがなされない場合、その氏名を公表するだけであり、罰則規定は設けられていない。この条例の実効性を高める方策をどのように考えているのか。

答弁 適用は来年1月を予定しているが、その間に広報、ホームページ等、あらゆる手段を用いて周知をするとともに、復興事業等地域安全連絡協議会を通じて、JVや下請業者等に広く

お知らせし、所定の手続きが行われるよう啓発を行いたい。さらには建築確認の担当部署や入札等の担当部署とも連携し、公表の影響が重いものとなることへの検討を図り、本条例を実効性あるものとしたい。

南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館条例制定について

質疑 文学資料館が行う事業についての記載があるが、今後どのような事業を考えているのか。

答弁 本条例の施行後には、再開記念講演会を行いたい。また島尾敏雄ゆかりの地を巡る小高ミニツアーや、来年には埴谷雄高の没後20年になることから、その節目にあわせて行事を実施したい。



埴谷島尾文学記念資料館（浮舟会館内）